

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十六号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「受けること」の下に「その他人事委員会が認める場合に該当すること」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に心身の故障により休職処分に付されていた職員で、この規則の施行日に復職しているものの当該休職期間の通算方法については、なお従前の例による。